
第1回 一般向け説明会

勝央町における部活動の 地域展開と方針について

勝央町教育委員会

令和8年7月7日(火)19:00～

次 第

令和8年7月7日(火)19:00～

勝央町公民館 大ホール

1 開会

2 あいさつ

神田寿則 教育長

3 説明（事務局から）

第1部 地域展開について（町の方針等）

19：10～19：35

質疑応答

19：35～19：45

第2部 認定地域クラブの立ち上げ方や運営

19：50～20：20

質疑応答

20：20～20：30

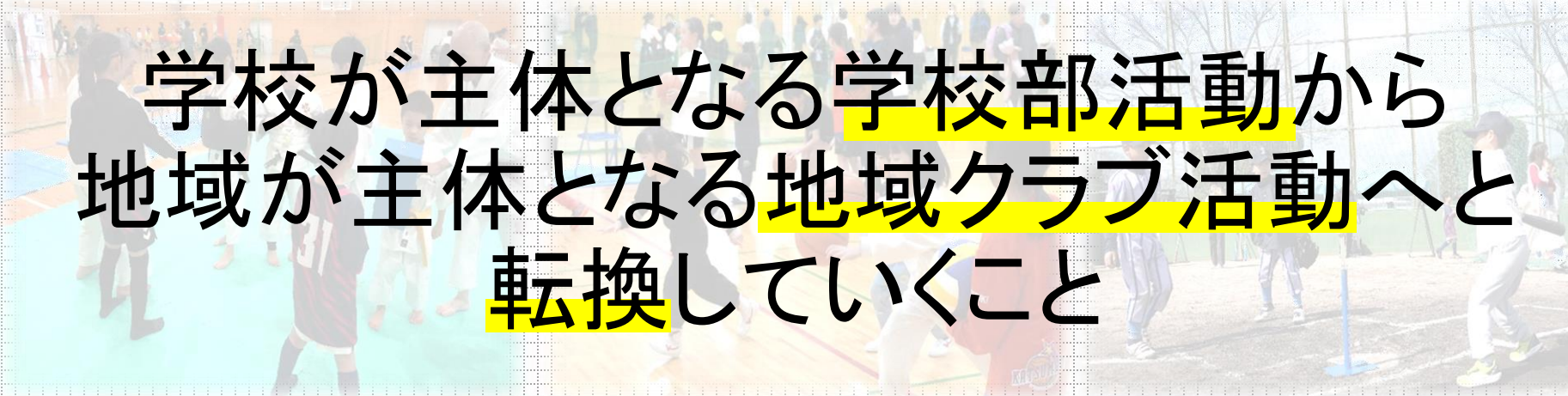
4 閉会（20時30分）

第1部

地域展開について（町の方針等）

部活動の地域展開

(R5～R7 改革推進期間|R8～R13 改革実行期間)

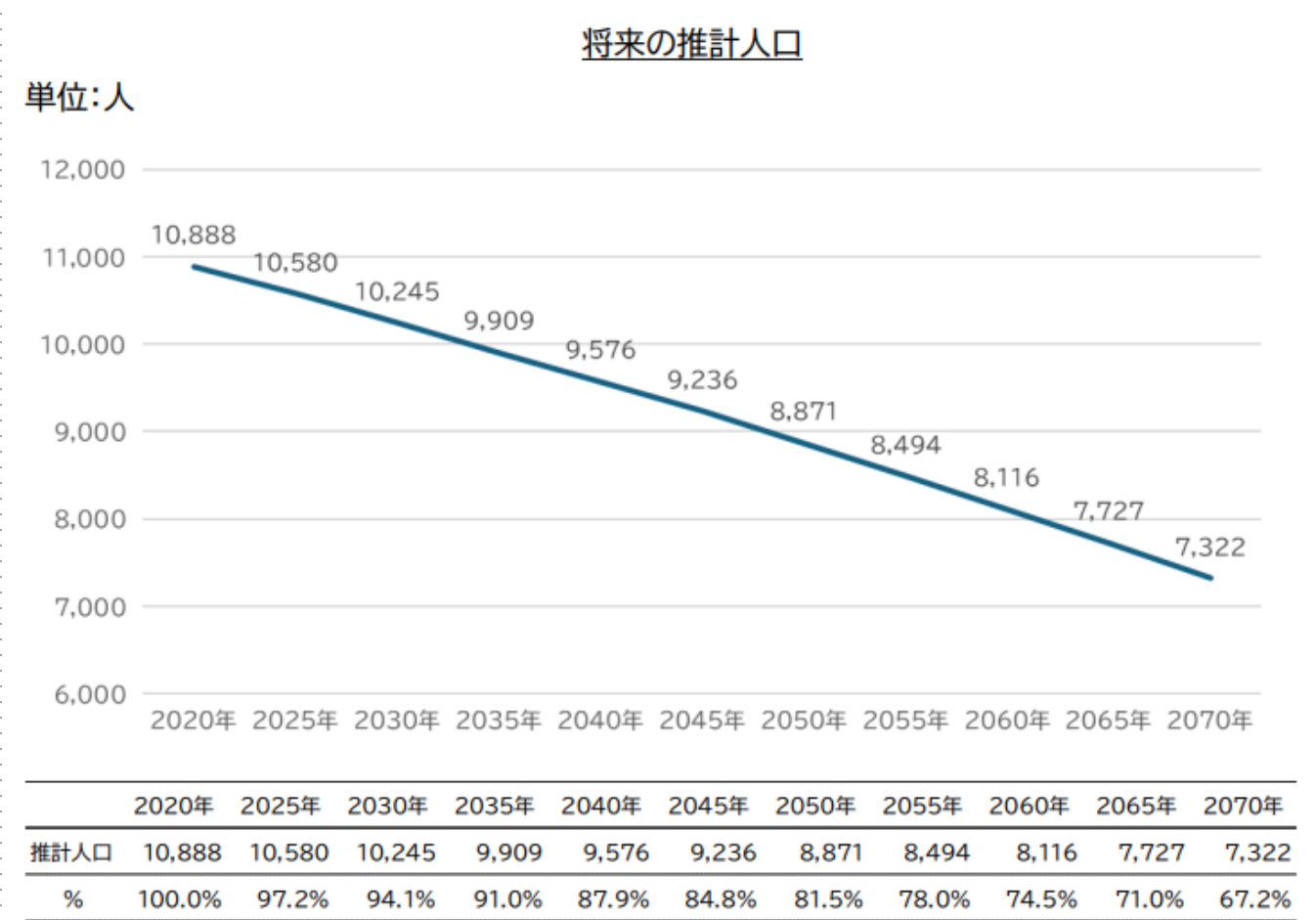


学校が主体となる学校部活動から
地域が主体となる地域クラブ活動へと
転換していくこと

「競技の楽しさ(体を動かす喜び)」そのものが大きな目的。

勝ち負けや記録の向上を目指す「競技志向」とは違い、
地域展開におけるスポーツは、
「誰もが純粋に楽しめる要素」を大切にします。

勝央町の人口推計



(出典)「第5次勝央町振興計画 後期基本計画(令和8～12年度)」 2026.4 勝央町

将来人口推計では、現状が続けば 5 年ごとに 3～4%程度の減少が見込まれ、2070 年には 2020 年比で 67%程度の人口規模になると推計されています。
少子高齢化が確実に進行する構造が明らかです。(振興計画 後期基本計画から抜粋)

年度	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
〔国〕 改革期間	改革推進期間				改革実行期間（前期）						改革実行期間（後期）			
中学生の 部活動	・休日の地域クラブ化を促進 ・週末の大会は顧問（教員）が対応				休日 廃止		平日も廃止							
地域クラブ （地域展開）					・体制の整備 ・ガイドライ ンの制定 ・受け皿募集		地域展開体制の発足 地域クラブ活動の開始							
町の方針	体制整備 ・協議会の設立 ・地域クラブの在り方検討 ・環境整備 ・受け皿募集 など				地域クラブ活動への全面展開 令和9年度中に部活動を廃止し、平日を含めた地域クラブ活動を開始 活動の充実に向けた地域連携の強化 地域コミュニティとの連携強化 運営団体への移行検討 運営自体を地域の団体へ移行することを検討									

令和6年度以前から令和8年度の変遷

令和6年度以前

部活動

- ・従来どおりの部活動
- ・柔道、剣道は地域クラブ化を促進
- ・一部の部活に地域の指導者を充てる（部活動指導員）

令和7年度

部活動＋部活動指導員の配置推進

- ・従来どおりの部活動
- ・柔道、剣道は地域クラブ化を推進
- ・部活動アンケート調査子ども・保護者に実施（令和7年11月）
- ・部活動のあり方検討のための協議会立ち上げを決定

令和8年度

部活動（9月～休日の廃止） 地域クラブ体制構築

- ・休日の部活動を廃止
- ・部活動と並行して地域クラブ活動を推進（認定）
- ・専用ページでの情報発信
- ・協議会の設立
- ・認定ガイドライン等の制定、公表

認定地域クラブとは

学校の部活動の代わりとなる、行政が一定の基準を満たしていると認めた「新しい地域のスポーツ・文化クラブ」のこと

■認定地域クラブ活動

認定制度

国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み

【呼称】認定地域クラブ活動

【想定される効果】公的支援(財政的支援、施設・用具等の使用)、広報効果

【主な要件】活動時間、低廉な参加費、指導体制、安全確保、学校等との連携

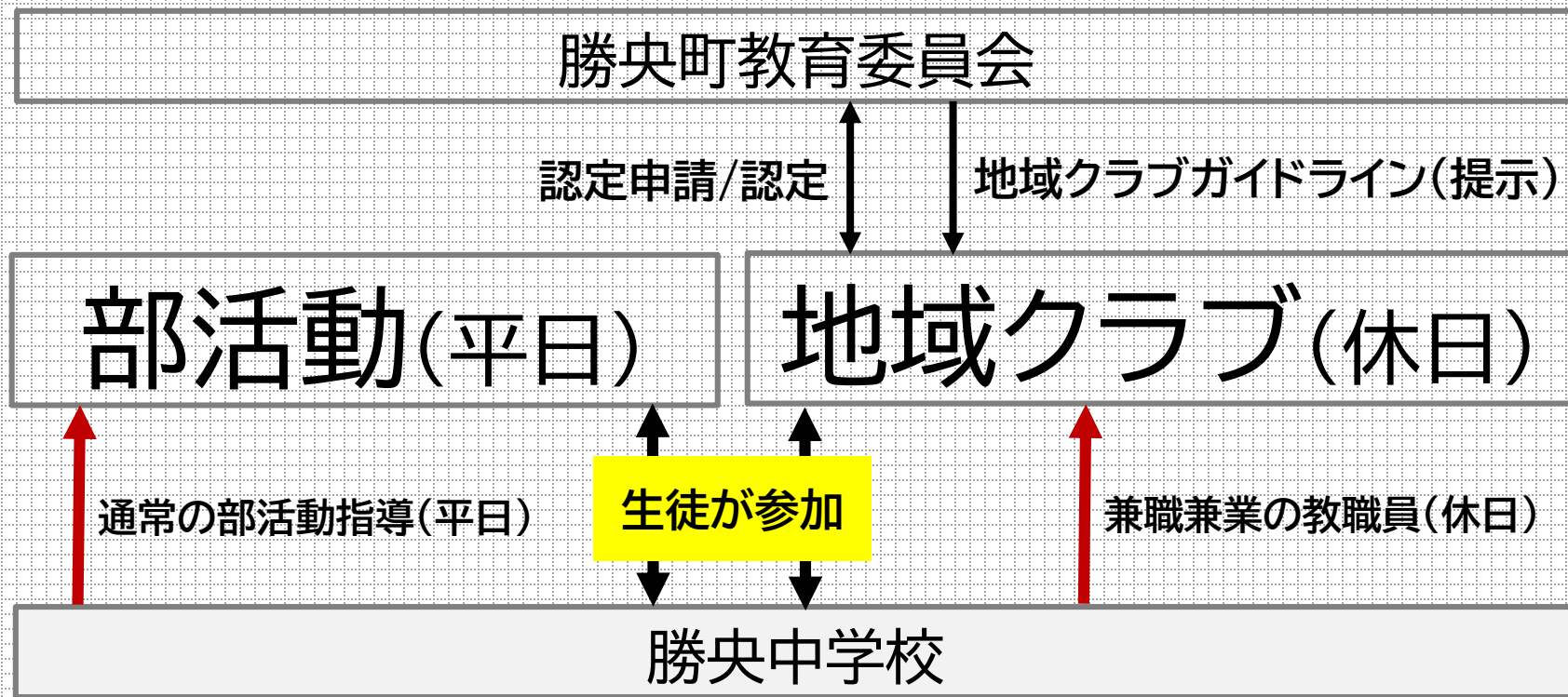
◆勝央町でも国が定める認定要件をベースに、勝央町教育委員会としての認定要件を定め、認定。

◆部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動を行う、公的な活動として位置づけ、町としても活動を支援していく予定。

◆勝央町教育委員会は、認定された団体が適切に運営・活動しているかについて確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

勝央町認定地域クラブの立ち上げ

国や県が示した要件等に基づき、学校部活動の継承・発展させた団体等(令和8年度は学校部活動も存続)



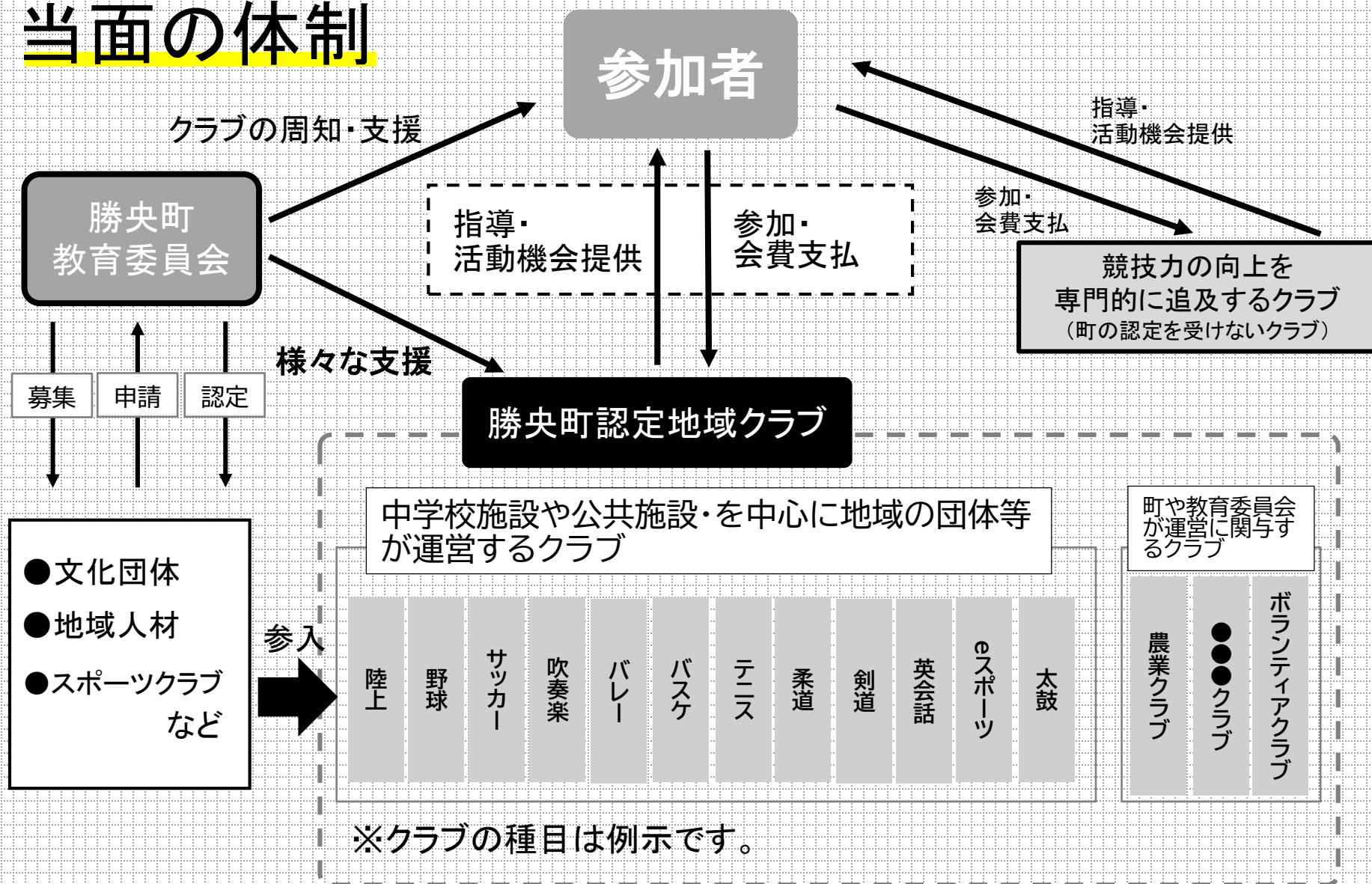
令和8年度は休日**の部活動は廃止**するものの、**平日の部活動は存続**。休日(地域クラブによっては平日も)の活動は地域クラブ化を図る。

様々な選択肢の中から、休日等の過ごし方を生徒自ら選ぶ

『学校部活動』と『勝央町認定地域クラブ』

	学校部活動	勝央町認定地域クラブ
参加者	所属校の中学生	中学生を中心とする参加者 (所属校に限らない)
指導者	所属校の教員	地域住民（希望する教員を含む）
活動日	所属校のルールに基づく	所属クラブの規定に基づく
場所・時間	・ 学校施設 ・ 平日の放課後と休日	・ 学校施設や社会体育、文化施設等 ・ 休日（令和9年度以降は平日も）
大会参加	「部活動」として参加 ・ 大会申込＝顧問（教員）	「クラブ」として参加 ※R8年度中は「部活動」として参加 大会申込も顧問（教員）が実施。
活動計画	顧問（教員）	指導者
保険	学校の保険	民間の傷害・賠償責任保険 (スポーツ安全保険など) ※各クラブで加入
相談窓口	所属校	勝央町教育委員会
関連規則	所属校の基本方針等	勝央町認定地域クラブガイドライン

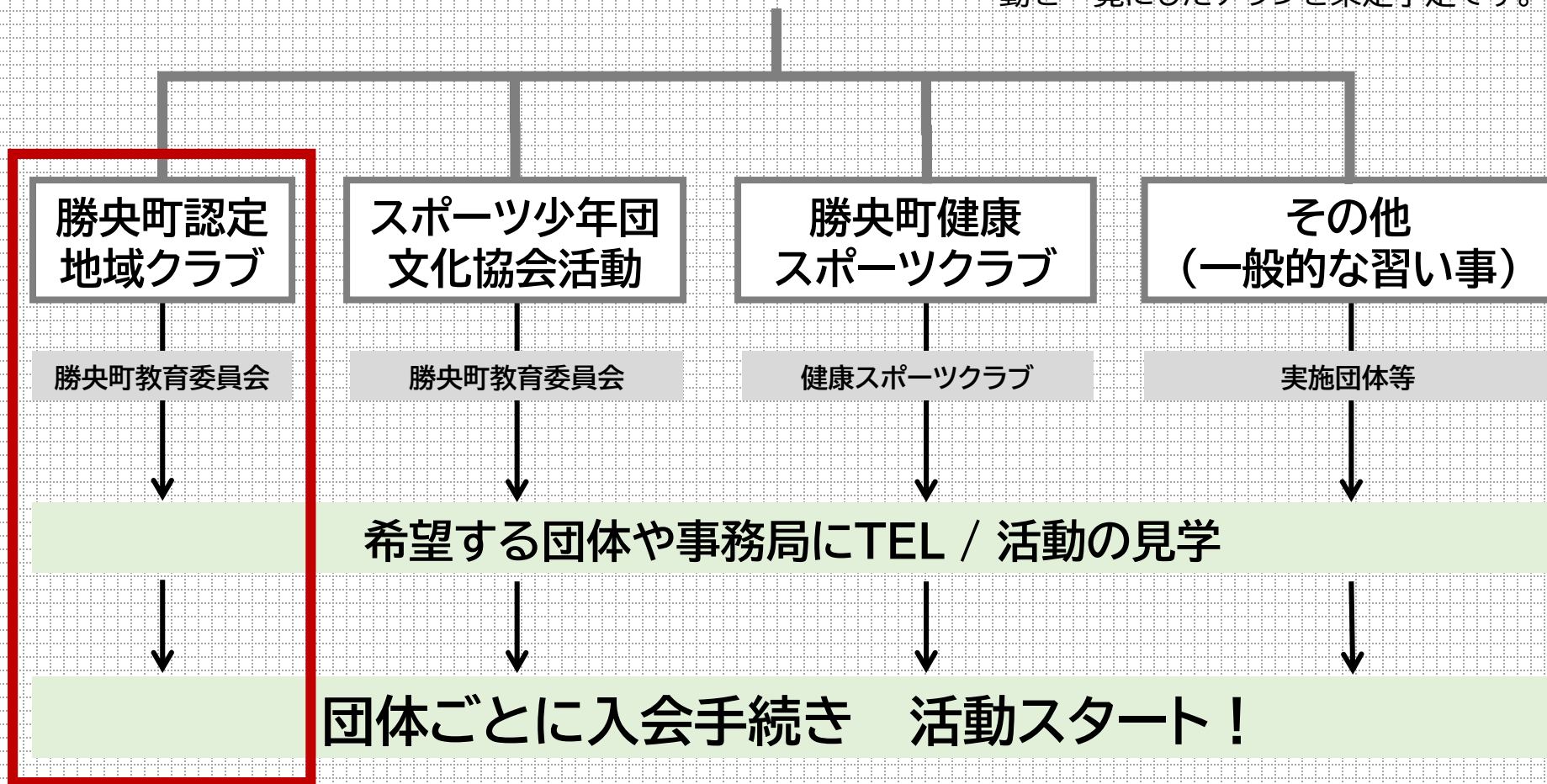
当面の体制



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。

地域クラブ等の始め方

全ての活動において中学生が活動できるとは限りません。教育委員会では、令和9年度以降は、中学生が参加できる活動を一覧にしたチラシを策定予定です。



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、**参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。**

改革実行期間以降の活動の見通し

第1ポイント:子どものウェルビーイング

主人公である中学生がいきいきと、安心して活動できる体制の構築
区別なく、誰もが参加できる理解と協力(サポート体制)

第2ポイント:持続可能な取り組み

特定の個人がいないと存続出来ないような体制とならないよう、
様々な関係者による協力体制を構築

第3ポイント:地域コミュニティの巻き込み

中学生だけでなく、将来的には地域の多様な人材が参加・交流できる体制を構築し、多世代交流の促進と地域スポーツ・文化の振興

前期(R8-R10) : 地域クラブの立ち上げ、運営のノウハウ蓄積
後期(R11-R13) : 地域コミュニティの巻き込み

団体の募集について

団体(指導者)を募集する際のチラシを策定

【効果】

- 団体(指導者)の確保の可能性
- 広く周知可能
(町民の方に知っていただく機会)

勝央町認定地域クラブ

活動団体募集

生徒の「やりたい!」を全力応援
あなたの力を地域のために活かしてみませんか

2026 中学生をはじめとした
勝央町のスポーツ・文化芸術活動を
支える地域団体を募集しています

受付開始
Wed

勝央町教育委員会は、国の方針に基づき、部活動の地域展開に取り組んでいます。地域展開とは、これまで学校が主体となっていた部活動を、地域が主体となって運営する「地域クラブ」に移行するものです。子どもたちの「やりたい」「やってみたい」が尊重されるとともに、スポーツ・文化活動を通して地域が元気になる活動を推進していくために、あなたの力が必要です。

認定手続きの流れ

申請書類の提出 → 認定要件に基づき審査 → 認定 (または不認定) → 活動

認定地域クラブの立上げに興味のある方はホームページ
または下記までお問い合わせください。

ホームページ

【お問い合わせ先】勝央町教育委員会 0868-38-1753
syakaikyoku@town.shoo.okayama.jp

【協議会での合意事項】

広報紙(8月号)への折込や一般
向け説明会(7/7)の際に配布する

生徒向けアンケートについて

- 目的: 生徒のニーズ・現状把握
- 夏季休暇前(～7月中旬)の実施
→結果の共有@第4回協議会(7/22)
- まずは中学生、秋以降は小学生にも実施(案)
- 電子申請フォームでの回答
- 全8問(うち記述式1問) 想定回答時間: 10分以内程度
- 対象: 3年生を含めた全生徒(n=302)
- アンケートは無記名式、結果は公表

生徒向けアンケート(協議会での意見を受けた修正版)

質問	選択肢
Q1. あなたの現在の学年、性別を教えてください。	選択肢: 1年生 / 2年生 / 3年生 選択肢: 男性/女性
Q2. あなたが現在加入している部活動、または校外での活動を教えてください。	1. 学校の運動部(部活名:) ※プルダウン式で作成のこと 2. 学校の文化部(部活名:) ※プルダウン式で作成のこと 3. 校外のスポーツ・文化活動(クラブチーム、習い事など:) 4. 特に定期的な活動はしていない

質問	選択肢
Q3. 今、あなたが一番やってみたいスポーツや文化活動は何ですか？ (あてはまるものすべてに○)	選択肢(スポーツ): 野球 / サッカー / ソフトテニス / バレーボール / バスケットボール / 卓球 / バドミントン / ダンス / 陸上競技 / 剣道 / 柔道 / なぎなた / 空手 / 少林寺拳法 / その他(具体的に:) 選択肢(文化芸術): 箏(こと)/太鼓/コーラス/手話/社交ダンス/舞踊/吹奏楽・音楽/ピアノ/茶道/三味線/書道/美術/陶芸/古文書/俳句/川柳/押花/着付/歴史/パソコン・プログラミング/ボランティア / その他(具体的に:) そもそもやりたい活動(種目)はない
Q4. 学校の部活とは違い、地域の「認定地域クラブ(居場所クラブを含む)」になると、放課後すぐに活動が始まらず「1～2時間の待ち時間が発生したり、一度家に帰る必要」が出てくる可能性があります。あなたはその条件でも、地域のクラブに参加して活動したいですか？	1. 一度帰宅したり、学校で待ったりしてでも、その活動に参加したい 2. 空き時間の内容によっては、活動に参加してみたい 3. 時間が空くなら、地域のクラブ活動ではなく、例えば「習い事」や「塾」など自分の時間を過ごしたい 4. 時間が空く・空かないに関わらず、参加したくない
Q5. 【Q4で1または2を選んだ人へ】もし放課後から地域クラブが始まるまでに「1～2時間の空き時間」がある場合、あなたはどのように過ごしたいですか？	1. 学校内に残れる場所(図書室や学習スペースなど)があれば、そこで宿題などをしながら待ちたい 2. 一度家に帰り、着替えや準備を済ませてから、再度活動場所に行きたい 3. 自宅の近くや、活動場所の近くで自主練習などをしながら待ちたい 4. その他(具体的に:)

質問	選択肢
Q6. 活動場所が「勝央中学校の体育館・グラウンド」ではなく、「町内の別の施設(町公民館やスポーツ施設など)」になった場合、通うことができますか？	1. 自分で(自転車や徒歩で)通うことができる 2. お家の人に送迎してもらえれば通うことができる 3. 学校以外の場所だと通うのが難しい・送迎が頼めない
Q7. あなたは、スポーツや文化活動を「いつ」やりたいですか？あなたの希望に一番近いものを1つだけ選んでください。	1. 平日(月～金曜日の放課後)だけ活動したい 2. 休日(土・日曜日)だけ活動したい 3. 平日も休日どちらも活動したい 4. どちらも活動したくない(平日の放課後も休日も、休みがよい)
Q8. 新しく始まる「地域のクラブ活動」や「放課後の居場所」について、あなたの「やりたいこと」や「こうなってほしい」という自由な意見、楽しみにしていることがあれば教えてください。	例)複数のクラブに加入して、様々な活動をしたい 例)学校や学年の違う友達と、おしゃべりなどをして楽しく過ごす場所が欲しい 例)静かな場所で、宿題や勉強、読書などを行う居場所が欲しい 例)先生や地域の人に勉強を教えてもいたい 例)気が向いたときだけ行って、特に何をするでもなくボーッとリラックスするような居場所があればいい 例)放課後に友達と集まっておしゃべりをしたり、自分のペースで過ごせるクラブがあってもいい 記述式

協議会での意見

- ▶クロス集計等を実施し、出来るだけ詳細な結果を出力・公表すること
- ▶生徒が制度内容を十分理解しないまま回答すると、実態を正確に把握できない恐れがあるため、アンケート実施前に地域クラブ制度の概要、目的を分かりやすく説明することが必要

積極的な広報(情報発信)

「地域展開ってそもそも何？」

「町の方針は？何が行われているの？」



どうなる？部活動のカタチ **No.01**
令和8年4月

勝央町教育委員会 ☎0866-38-1753
教育委員会では、今後、協議会等で決まったことなどを随時、広報していく予定です。
▼ホームページ

勝央町教育委員会 **No.02**
令和8年4月

令和8年9月以降の部活動について

勝央町教育委員会では、勝央中学校と協議を重ね、この夏以降の部活動の在り方をまとめましたので、お示しします。

9月からは、休日の「部活動」は廃止されますが、公式大会等には出場できます。これからのスケジュールなどを顧問の先生とよく確認しておきましょう。

	令和8年4月～8月	令和8年9月～令和9年3月
平日の活動日	4日間まで(原則、水曜日が休み)	変わりなし
平日の活動時間	原則、1時間程度の活動が定着する1週間前や学校が設定する期間は活動しない	変わりなし
休日の活動時間	原則、3時間程度まで	実施しない
休日の活動日	原則、土曜日・日曜日はどちらかのみ活動(両日はしない)	実施しない
大会への出場	種類を問わず、「部活動」として参加可能	公式大会等(※)に限り、「部活動」としての出場できます。引率は顧問(教員)が行います。それ以外の団体等が主催する大会への参加は、「部活動」としては参加できません。
大会前の練習	1週間前までに限り土・日の両日の練習が可能。	原則、実施しない

(※)出場できる公式大会等は裏面でお知らせしています。

部活動の地域展開

ページID：0007417 更新日：2026年4月30日更新 印刷ページ表示

見つかる

よくある

県の取り組み

岡山県教育委員会においては、令和5(2023)年3月に「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」を策定し、学校部活動が子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営に向けて、効率的・効果的な学校部活動の在り方を示しました。また、令和3(2021)年度から、国の委託を受け学校部活動の地域移行に関する実証事業を行い、成果発表会を開催するなど、関係者との情報共有を図り、県内へ普及してきました。そして、スポーツ・文化芸術活動に取り組む子どもたちのために、新たな地域クラブ活動の構築を目指す市町村等の参考となるよう、「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定しました。

📄 [新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン\(令和6\(2024\)年3月 岡山県\)](#) <外部リンク>

勝央町としての取り組み

勝央町では、国や岡山県の方針に基づき、町立中学校の休日の部活動を地域展開する取り組みを、令和8年9月から順次進めてまいります。なお、令和9年度中には平日の部活動を行わない(止める)方向で検討中です。

地域展開について

勝央町の取り組み状況を紹介し、今後、協議会等で決まったことなどを随時、公表してまいります。



継続的なチラシ配布

ホームページの開設

質問と回答(これまでに配布したチラシから抜粋)

地域クラブって？	地域クラブは、指導者資格や保険加入など、勝央町が定めた認定要件を満たしたクラブです。認定要件や認定状況は、決まり次第町のホームページ等でお知らせしていきます。
活動場所への移動方法は？	ご自身での移動または保護者による送迎となります。
費用負担は？	学校の活動ではなくなるため、活動に必要な経費(受益者負担)、保険代に加え、会費などが必要となることが考えられます。
クラブへの所属は絶対なの？	「地域クラブ」への参加は強制ではありません。自分の過ごし方に合わせて、 <u>参加の可否を選択できます</u> 。 また、複数の地域クラブに参加したり、現在加入している部活動とは異なる地域クラブに参加することもできます。 <u>もちろん、現所属している部活動がなくても、地域クラブには参加できます</u>
どんなクラブがあるの？	町が策定する認定要件に合致すれば、例えば「エンジョイ型クラブ」など、競技の楽しさや身体を動かすことを目的としたクラブの設立も可能です。もちろん文化系のクラブも同様です。
学校の先生の指導は受けられる？	部活動が廃止されれば、先生という立場では、指導出来なくなります。 ただし、指導を希望する先生は、地域の指導者として登録することで、引き続き指導することは可能です。(※諸条件あり)
部活動が担ってきた教育的意義は継承されるの？	部活動はこれまで、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきました。 これら教育的意義については、地域クラブ活動においても継承・発展させていくことが重要と考えおり、地域クラブが担う役割の一つとしてガイドラインに明記しています。
今後、「地域クラブ」として中体連などの試合には出れるの？	出場できます。ただし、その団体(地域クラブ)として中央競技団体もしくは県競技団体に登録し、かつ中体連事務局に大会参加に関する必要書類を提出・登録する必要があります。 登録時期は、2月上旬ごろで、それまでに登録すればその年の4月以降の大会等に出場することができます。 ※令和9年度の大会に出場する場合には、令和9年2月頃までに所定の申請・登録を行う必要があります。

第2部

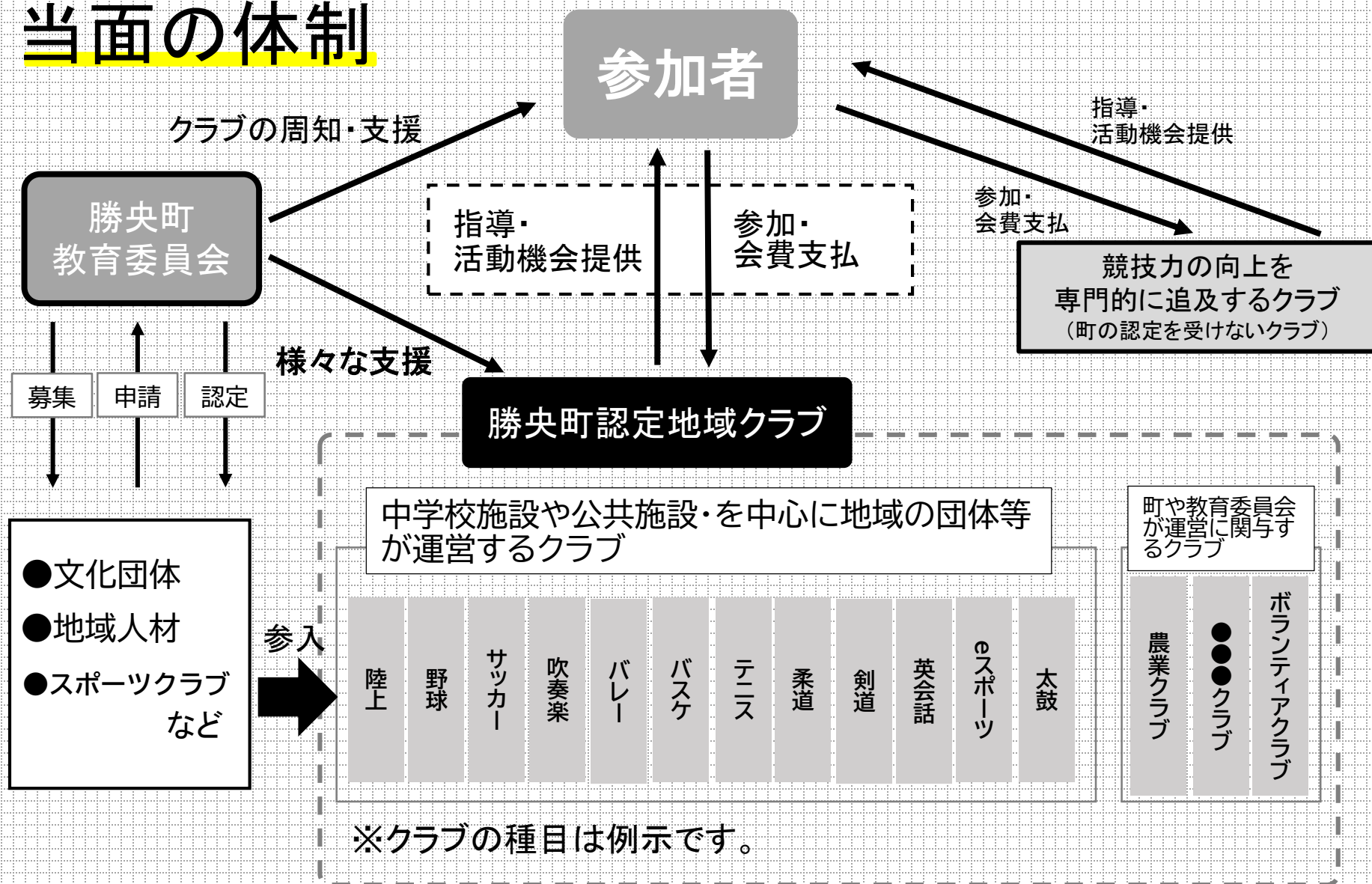
認定地域クラブの立ち上げ方や
運営について

各団体の特徴・要件・メリット一覧(ご参考)

※記載していることは主なものです。詳細は各団体の事務局までお問い合わせください。

団体の種類	主な目的・対象	主な要件 (勝央町の例等)	指導者側のメリット	注意点・デメリット
認定地域クラブ	中学校部活動の地域移行の受け皿	・代表1名、指導者2名以上 ・町教委の研修受講必須 ・認定要件の遵守	・学校施設の優先利用 ・町からの公式な周知や各種サポート ・公式大会等への出場	・ガイドライン遵守義務 ・認定や補助金のための申請
スポーツ少年団	・青少年の健全育成、競技力向上、地域交流 ・中学校部活動の地域移行の受け皿	・指導者の有資格者配置 ・団員登録、登録料の支払	・歴史があり信頼性が高い ・公式大会への出場が可能 ・町からの各種サポート	保護者の係活動(当番など)の発生
勝央町スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブへの参画・所属	・クラブの理念への賛同 ・既存の部会への所属等	・事務局(クラブ)の運営サポート ・広報や会員集めがスムーズ	・クラブ全体のルールや方針に従う必要がある ・会費の支払いが発生
自主サークル	有志による活動、自由な趣味・スポーツ	特になし(任意団体)	規約や縛りがなく、最も自由に始められる	・公共施設の予約が一般枠になり、確保しにくい
民間クラブ・習い事	・専門的な指導 ・商業ベースのスクール運営 ・ビジネスとして活動	・法人格(必須ではないが推奨) ・指導ライセンス等	月謝や利益、指導内容を完全に自由に設計できる	・施設利用料が通常料金(減免対象外)になりやすい

当面の体制



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。

運営主体と実施主体 業務と役割

	主な業務	役割
運営 ・ 管理	①地域展開の方針、計画の策定 ②実施主体の管理、指導助言、相談対応 ③運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 ④危機管理 ⑤保険加入状況や補償内容の確認 ⑥研修等の実施	運営団体 (当面は、 教育委員会)
活動業務	⑦活動団体の収支計画、会計・労務管理 ⑧競技団体への登録、大会等への参加申込など ⑨活動計画の策定 ⑩保険への加入手続き ⑪活動場所、移動手段、消耗品等の確保 ⑫勝央中・教育委員会との連携、情報共有 ⑬入会手続き、会費徴収	実施主体 (認定要件を 満たした地域 クラブ)

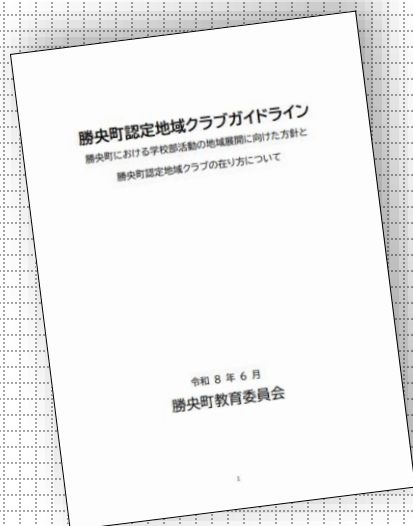
勝央町認定地域クラブガイドライン

勝央町における学校部活動の地域展開に向けた方針と
勝央町認定地域クラブの在り方について

- ・国や県が示すガイドラインや計画と連動
- ・地域展開に関する方針や具体的な取組方針
- ・関係者の役割
- ・認定要件と認定地域クラブの在り方 など



地域展開の在り方を示す
総合的な指針



6月15日 公表



ホームページ

ガイドライン内容

- 地域移行の基本的な考え方
- 勝央町の中学校部活動を取り巻く現状と課題
- 勝央町としての方向性
- 地域展開を見据えた学校部活動の在り方
- 地域での役割分担
- 認定地域クラブとは
- 地域展開が生徒・教職員・地域にもたらす効果
- 認定地域クラブの要件（補足事項を含む）
- その他運営、活動時に関わる内容
- 指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し
- 認定地域クラブの登録手続き等
- 個人情報情報の取り扱いについて

認定地域クラブ「認定要件」の具体的な確認事項

1 豊かで幅広い活動機会の保障	
☐	学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきた。認定地域クラブは、これら教育的意義を継承・発展させた活動であること
☐	参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
☐	競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと、また選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れることとし、将来的には一般市民の受け入れも検討すること
2 適切な活動時間と休養日の設定	
☐	週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること
☐	年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表していること
3 低廉な参加費等の設定	
☐	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
4 適切な指導の実施体制の確保	
☐	勝央町が定める研修を受講し、勝央町に登録された指導人材が活動に携わること
☐	原則として、複数の指導人材が携わること
5 適切な安全確保体制の確保	
☐	あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化するとともに、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
☐	参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
6 適切な運営体制の確保	
☐	認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること
☐	公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
☐	営利を主たる目的とせずに運営すること
☐	大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
7 学校等との適切な連携	
☐	地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
☐	勝央町教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
☐	活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、勝央町や学校との必要な連絡調整を行うこと



勝央町認定地域クラブガイドライン

豊かで幅広い活動機会の保障

教育的意義を継承・発展させた活動であること

部活動の教育的意義

体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきた。

参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

参加者

町内の中学生を中心に構成するが、**将来的には一般町民の受入れも検討
競技力向上強化等の観点から広域から参加者を集めることは認められない**

※町外の参加者から、自発的に加入の意思があつた者を排除するものではないことに注意。

勝央町認定地域クラブガイドライン

適切な休養日等の設定

ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

週2日以上休養日を設定

活動時間の上限: 平日**2時間**/休日**3時間**(週当たりの活動時間 11時間)

※週11時間以内であれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能であることを明記

年間の活動計画や毎月の活動計画を策定すること

緊急時における安全管理体制

活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えること

参加者や指導者は、適切な補償内容・保険料の傷害保険、賠償責任保険に加入すること

勝央町認定地域クラブガイドライン

適切な指導の実施体制の確保

勝央町教育委員会が定める研修を受講(受講見込みを含む)し、勝央町教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること

指導者研修会(予定) 12月19日(土) 午後

原則、代表者(1名)、指導者(2名以上)の指導人材が携わること

複数の指導人材が活動に携わるのが困難な場合には、勝央町等の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切行為の防止を図る。
各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることはできる。

指導者

- ・成人に達していること(アシスタントであれば未成年も可)
- ・健全育成への熱意があり、資質向上に取り組むこと
- ・いかなる前科歴がないこと など

勝央町認定地域クラブガイドライン

運営規約の例文あり

運営規約の策定

- ・役員や会費等を含む規約を作成していること
- ・団体には役員(代表、副代表、会計、監事)を置く

第1章 総則 名称・目的など	第5章 会計 経費・管理など
第2章 会員 入会・会費など	第6章 指導者 保険加入など
第3章 組織 役員・職務など	第7章 細則 参加停止など
第4章 会議 会議の種類など	第8章 規則の改正

勝央町認定地域クラブ「〇〇クラブ」運営規約(例)	
第1章 総則	
(名称・設置)	
第1条 本クラブは、〇〇クラブ(以下、「本クラブ」という)と称し、事務局は本クラブ代表者自内置く。	
(目的)	
第2条 本クラブは、子どもたちの活動機会を拡大するとともに、〇〇(曜日)を通じて社会性の向上や、個性の伸長を図ることを目的とする。福利向上主観に傾倒するものではなく、〇〇(曜日)のもつ美しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しみ態度を育むことを目的とする。	
(活動)	
第3条 本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等」に関する総合的なガイドライン及び岡山県の「新たな地域クラブ活動の推進に向けたガイドライン」を踏まえたものとする。	
第2章 会員	
(入会資格)	
第4条 本クラブの入会には、次の条件を満たさなければならない。	
(1) 原則として、勝央町に在住する中学生。またはクラブの活動に参加する者であること。ただし、地域の特性も考慮して総合的に判断し、場合によっては他市町村の中学生の参加も認める。	
(2) 〇〇(曜日)を行うにあたって適した健康状態であること。	
(3) 本クラブが定める諸規定を遵守する者であること。	
(4) 第7条で定める会費を納入すること。	
(会費徴収の義務)	
第5条 本クラブの会費徴収は、退会、除名、死亡によって喪失する。	
(退会・除名)	
第6条 本クラブの会費は任意で退会することができる。また、次の各号に該当する場合には会費の返還を経て除名することができる。	
(1) 本クラブの会費が第4条の条件を満たさないとき。	
(2) 本クラブの規約や規約に違反したとき、名簿を著しく毀損したとき。	
(会費)	
第7条 本クラブの会費は、1人月額〇〇〇〇円とする。	
(1) 会費は入会日から属する月から退会日まで属する月分を払うものとする。	
(2) 会費は臨時で徴収することがある。	
(3) 一旦入会した会費は、理由の如何に関わらず返還しない。	
(4) 退会や大会等に係る経費は、別途徴収するものとする。	
第3章 細則	
(役員とその職務)	
第8条 本クラブには、以下の役職を置く(保護者以外でも可)。	

代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。
地域や団体の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、**監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。**

適切な会計処理

公正で適切な会計処理を行うこと

明瞭な会計処理を行うとともに、透明性を確保するために総会等において関係者に情報開示すること

勝央町認定地域クラブガイドライン

会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

活動の維持・運営に必要な範囲で、低廉な会費を設定すること

地域との連携・協働

活動状況や実績等の情報を、学校や教育委員会に適時共有する

《認定に関する留意事項》

- ・認定の有効期間は「3年間」とする。(3年度毎2～3月をめぐりに更新手続き)
- ・認定後に要件を満たさなかった場合、年度途中での取り消しも実施

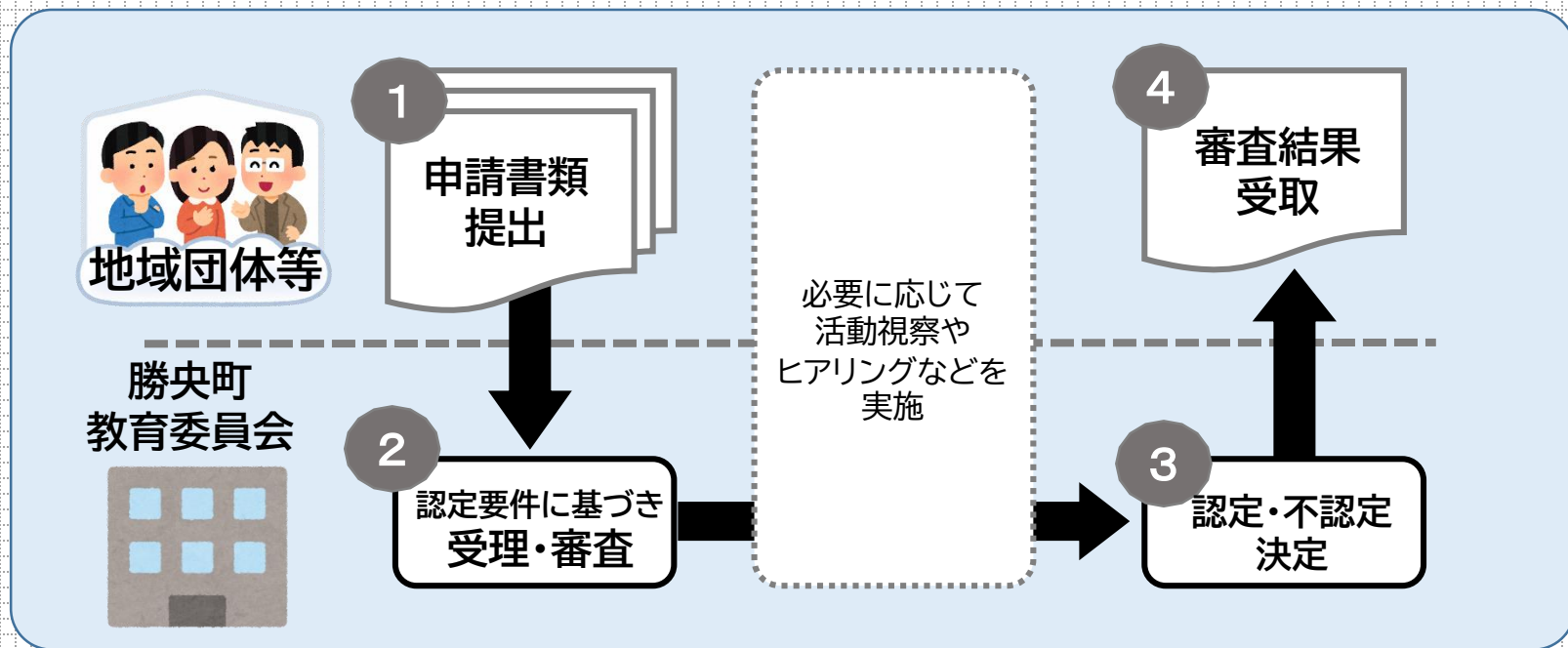
活動拠点

勝央町内とする

- ・代表者や指導者の住所は問わない
- ・活動拠点＝主な練習拠点

※広域的に活動している団体については、個別の案件ごとにヒアリング・審査する

認定の手続きについて



勝央町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(6月15日公布)に基づき、以下の書類を教育委員会に提出

- 勝央町認定地域クラブ活動申請書
- 認定要件確認書(様式第2号)
- 役員・指導者名簿(様式第3号)
- 会員(生徒)名簿(様式第4号)
- 活動計画書(様式第5号)
- 規約、会則等(任意様式)



指導者毎に情報登録
& 誓約事項

指導者登録申請書

私は、認定地域クラブ活動の指導者として、児童生徒の安全確保と健全育成を最優先とし、以下の事項を遵守することを誓約します。



補助金(団体向け)申請
(予定)

各種申請書(予定)

活動場所について(原則:中学校施設)

1. 基本原則

- 学校教育の最優先
授業、行事、学校部活動が最優先
- 自主管理・自主運営
学校に負担をかけず、クラブの責任で運営
- 指導者の常駐
指導者が不在の時は、生徒だけでの利用は禁止

2. 利用時間と中止基準

- 利用時間(平日)
学校教育活動終了後から最長22:00まで
- 利用時間(休日)
土日祝・長期休業日の学校教育活動がない時間帯
- 中止基準
以下の場合は直ちに活動を中止し、生徒の安全を最優先
 - 町内に「レベル3警報」以上の気象情報が発令されたとき
 - 勝央中学校が避難所に指定されたとき
 - 熱中症警戒アラート発令時や、暑さ指数(WBGT)が31℃以上になったとき

活動場所について(中学校施設2)

3. 施設・設備・備品の利用ルール

■体育館

土足厳禁(インドア専用シューズ徹底)。利用後は空調・照明を必ず消灯

■グラウンド

利用後はブラシ掛け(トンボ掛け)を徹底。雨天やぬかるみ時は利用中止

■学校備品

ネット・支柱・得点板等は丁寧に扱い、必ず元の位置・状態に戻す

■常設設備

体育館の冷風機やグラウンドのゴール等は、いつでも利用可能

■用具庫(過渡期)

令和9年3月までは、学校と個別に協議・相談の上で決定

■用具庫(完全移行後)

令和9年4月以降は、順次クラブも利用できるよう体制移行

■共通事項

清掃・片付けの徹底。私物の放置禁止。ゴミはすべて持ち帰り

■敷地内全面禁煙

校舎・体育館・グラウンド・駐車場など校門の内側は一切禁煙(電子たばこ等含む)

4. 鍵の開閉管理(今後の運用方針)

■管理方法:教職員の負担軽減のため、以下の運用に向けて検討・準備中

■ナンバーロック(ダイヤル式キーボックス等)の導入または役場宿直室での鍵の受け渡し

活動場所について(中学校施設3)

5. 緊急時・トラブル発生時の対応

■人命最優先

重大な負傷・発症時は、ためらわずに救急要請(119番)とAEDを使用

■緊急進入

夜間・休日等の施設で救命が阻まれる場合、体育館のガラスを割って進入することも想定(この場合の損壊費用は不可抗力とし、クラブに責任を課さない)

■救急用具の携帯

各クラブでファーストエイドキットを必ず常時携帯

■破損時の負担

クラブの過失による破損・紛失は、自己責任と費用負担で原状回復または賠償

6. 報告ルートと提出書類

トラブル(けが・破損)発生時は、速やかに以下のルートで報告を行う

■平日の昼間

勝央中学校(0868-38-3148)

■夜間・休日

勝央町役場 宿日直等(0868-38-3111)

※報告後、教育委員会へ「事故・破損報告書(様式第1号)」を提出

活動場所について(社会体育施設)

方針案

このルールは勝央中学校に夜間照明(ナイター)施設が整備されるまでの**特例措置**

1. 活動場所の基本原則

原則は中学校施設:活動は原則として勝央中学校の施設(中学校施設)で行ってください。

社会体育施設の利用条件

学校行事や利用日時の重複により中学校施設が使えない場合に限り、社会体育施設を利用できます。

積極的な候補地の検討

夜間照明(ナイター)設備がある「北部グラウンド」や「各小学校グラウンド」を練習会場として積極的に検討してください。

2. 施設別の予約・運用ルール

利用する施設の種類によって、予約できる期間や条件が大きく異なります。

A. 勤労者体育センター、武道館、各小学校施設、北部グラウンド

■予約期間 前月の1日から予約可能(一般と同じ方法・年間予約は不可)

■利用制限 他の利用(予約)がない空き枠であれば、無料で利用可能

活動場所について(社会体育施設)

方針案

屋外施設はシーズンによって運用ルールを変更

B. テニスコート、野球場、多目的広場(10月～3月) ※日暮れが早い時期

- 年間予約:前年度2月頃に実施する教育委員会の聞き取り調整に基づき年間予約可能
- 利用条件:以下の制限を厳守してください
 - ・週あたりの回数 1週あたり最大2回まで
 - ・利用終了時間 午後7時30分まで
 - ・活動の内容 「練習」に限る(試合・練習試合は対象外)
 - ・追加で予約したい場合は、前月の1日から予約する方法(一般と同じ予約方法)による。

C. テニスコート、野球場、多目的広場(4月～9月) ※日が長い時期

- 運用ルール この期間は年間予約ができません＝原則、勝央中学校の使用をお願いします
- 予約条件
様々な要因で中学校施設が使用できない場合に限り、一般と同じ方法により予約が可能です。他の利用(予約)がない空き枠であれば、無料で利用可能。

3. 多目的広場の料金特例

- 月2回まで : 施設使用料・夜間照明料金ともに無料
- 月3回目以降 : 年間予約で確定している分を含め、一般料金(有料)

活動場所について(社会体育施設)

方針案

4. 指導者向け 安全・マナーチェックリスト

活動日の前後は、指導者・責任者が責任を持って以下の事項を確認・実行してください。

利用前・利用中の確認

- ☐ 気象警報:勝央町に大雨・暴風等の警報(レベル3以上)が出たら原則中止
- ☐ 暑さ指数:WBGTが「31(危険)」以上の場合は原則運動中止
- ☐ 落雷回避:雷鳴が聞こえるなど危険がある場合は直ちに中止し、安全な場所へ避難
- ☐ 無料枠の特例:安全上の理由で多目的広場の利用を中止した場合は、
速やかに管理棟へ連絡すれば無料枠のカウントから除外
- ☐ 保険の加入:指導者・生徒の全員がスポーツ安全保険に加入していること
- ☐ 救急用具:ファーストエイドキット等を常時携帯していること

利用後の確認

- ☐ マナーの徹底:館内シューズの着用、整理整頓、清掃を徹底すること
- ☐ 原状回復:利用後は速やかに器具等を片付け、必ず消灯・施錠を確認すること

万が一、事故やトラブルが発生した場合

1. 現場対応:怪我人の救護と二次災害防止を最優先
2. 即時連絡:重大な事故は直ちに教育委員会事務局(夜間・休日は役場直宿員)へ電話連絡
3. 関係者連絡:保護者および所属学校へ速やかに状況連絡

質問等の受付について

本日の説明会やその他地域展開の在り方について、ご質問がある場合は、下記質問フォームにてお知らせください。

地域展開協議会としての考え方を、協議会後にホームページ等で公表いたします。



▲質問フォーム 2026年7月19日 まで

※質問内容によっては、各競技団体にお問い合わせいただくことが適当など、地域展開協議会として回答出来かねる場合もございますので、予めご了承ください。